

様式第3号（第13条関係）

会議録

会議の名称	政策調整会議
開催日時	令和6年4月11日（木） 午前 8時50分から 午前 9時 3分まで
開催場所	朝霞市役所 別館3階 市長公室
出席者及び 欠席者の 職・氏名	【出席者】 稲葉市長公室長、千葉危機管理監、須田総務部長、紺清市民環境部長、佐藤福祉部長、堤田こども・健康部長、松岡都市建設部長、村沢審議監兼まちづくり推進課長、田中会計管理者、益田上下水道部長、太田議会事務局長、奥山生涯学習部長、神頭監査委員事務局長 （担当課） 金子総務部次長兼財政課長、榎本同課主幹兼課長補佐、高橋同課財政係長 （事務局） 櫻井市長公室次長兼政策企画課長、齋藤同課主幹兼課長補佐、山本同課政策企画係主任 【欠席者】 小島学校教育部長
議題	1 朝霞市森林環境整備基金条例（案）
会議資料	（議題1） ・【資料1】朝霞市森林環境整備基金条例（案）の概要 ・【資料2】朝霞市森林環境整備基金条例（案）

会議録の 作成方針	☐ 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	☐ 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	☒ 要点記録	
	☐ 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の 当該電磁的記録の保存期間	☐ 会議録の確認後消去 ☐ 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁	
傍聴者の数	—	
その他の 必要事項	なし	

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

【開会】

【議題】

1 朝霞市森林環境整備基金条例（案）

【説明】

（担当課：高橋財政課財政係長）

朝霞市森林環境整備基金条例（案）について説明する。

本条例の制定理由は、国から交付された森林環境譲与税を、森林整備及びその促進に関する事業の財源に充てるため、朝霞市森林環境整備基金を設けることとし、基金の管理及び処分に関し必要な事項について条例で定めるものである。

内容は、一般会計歳入における森林環境譲与税を原資とし、基金への積立てを行うものである。

また、森林環境譲与税の受入れ状況や取崩しの状況について、公表を行うものである。

施行日については、令和7年度予算編成から森林環境譲与税を有効的に活用していくため、令和7年4月1日から施行したいと考えている。

説明は以上である。

【意見等】

（田中会計管理者）

年間どれくらいの積立てを見込んでいるか。

また、これまでは学校や図書館に対して森林環境譲与税を使ってきたと思うが、今後、新たな使途を考えているのか。

（担当課：高橋財政課財政係長）

積立額については、令和6年度当初予算において1,400万円を計上しており、今後同程度で推移していくものと想定している。

使途については、「森林の整備及びその促進に関する事業に充てる」という国の法律における目的は変わっていないため、引き続き、その使途に沿った事業に充てていくことを想定している。

（堤田こども・健康部長）

国の通知により、基金は作らない方がよいという考え方があったと思うが、このタイミングで基金を設けることにした要因は何か。

（担当課：高橋財政課財政係長）

これまで、毎年度、使途に沿った事業を検討する必要があったことから、弾力的な執行が難しいことや、事業課からも、予算化をする際にコストの高い国産木材で積算することが難しいという意見があるなど、課題があった。

そのため、基金設置について県に確認を行ったところ、基金の設置は問題ないとの回答が得られ、また、夏に行った県担当者とのヒアリングにおいても、基金の創設を検討し

てもよいのでは、との意見があったことから、今回、基金を創設することとした。

(堤田こども・健康部長)

基金の設置の趣旨に「森林整備及びその促進に関する事業の財源に充てるため」という表現があるが、これは意図的に漠然とした表現を用いているのか。

森林整備については、朝霞市にほぼ関係しないと思うが、促進に関する事業というのは、国産木材を使うことを指しているのか

また、森林環境譲与税は、遠足や林間学校等、森林に触れる機会を与えることにも充てられるものだったと思うが、そのような事業にも充てられることを読み取る上で、このような表現で問題はないか。

(担当課：高橋財政課財政係長)

趣旨の表現は、他市の条例や国の法律等を参考にして検討している。

森林整備については、朝霞市においても、城山公園等の森林を整備する際には、森林環境譲与税を充てられると考えている。

また、「促進に関する事業」という表現については、普及・啓発等含め、幅広に考えられるようこのような表現を用いている。

(奥山生涯学習部長)

過去に、森林環境譲与税を活用し、中学校の体育館の床材の張替え等を行ったことがある。

今後、基金からの繰入金のような形で、同様の事業に特定財源として充てることは、従来からの運用と変わらないか。

(担当課：高橋財政課財政係長)

これまでどおりの運用を考えている。

(益田上下水道部長)

資料1(3)において、「基金に残高が発生した場合には、翌年度以降、計画的に活用するための財源として管理する」との記載があるが、計画的であれば他で管理してもよいと誤認されないよう、「計画的に活用するための財源として同基金において管理する」とするなど、表現の変更を検討してはどうか。

(担当課：金子総務部次長兼財政課長)

検討する。

(稲葉市長公室長)

先ほど、基金は作らない方がよいという考え方に関して質疑があったが、基金を創設する背景として、新たな国からの通知などはあったのか。

(担当課：金子総務部次長兼財政課長)

新たな国からの通知はない。

森林環境譲与税については、これまで毎年度、事業課から必要な事業を募ってそれに充当してきたが、なかなか手が上がりづらくなり、有効的な活用の幅が狭まってきている現状があった。

また、今後、大型事業が予定されている点等も考慮すると、基金に積立て、大型事業に

充てていきたいという考えもあり、県等に確認したところ、基金を創設することを妨げるものではないと回答があったため、今回の提案に至った。

(村沢審議監兼まちづくり推進課長)

森林環境譲与税は、森林整備の観点から、城山公園等のナラ枯れに対する伐採にも充てられるようである。

今後、ナラ枯れ被害の対策に多大な費用がかかる可能性があるため、このような財源があるとよいと思う。

(堤田こども・健康部長)

みどりのまちづくり基金は、公園の整備等に充てられるものであり、今回の基金と使途が近いと思うが、基金の一本化等は検討したか。

(担当課：榎本財政課主幹兼課長補佐)

この基金は、森林環境譲与税という原資を基に設置するものであり、みどりのまちづくり基金とは目的が異なるため、別で管理していきたいと考えている。

(担当課：金子総務部次長兼財政課長)

県内の状況を確認したところ、みどりのまちづくり基金のようなものと統合している市もあったが、大半の市は単独の基金としていることから、基金のすみ分けをしたいと考えている。

【結果】

指摘のあった内容について必要に応じて修正し、庁議に諮ることとする。

【閉会】